

○南城市情報公開条例

平成18年1月1日

条例第7号

改正 平成18年10月17日条例第170号

平成19年9月28日条例第19号

平成28年2月23日条例第8号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報公開の請求等（第5条—第16条）
- 第3章 救済手続及び救済機関（第17条—第22条）
- 第4章 制度運営審議会（第23条・第24条）
- 第5章 情報公開の総合的な推進（第25条—第27条）
- 第6章 補則（第28条—第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法の基本的人権としての知る権利を保障し、市の保有する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民の情報の公開を求める権利等を明らかにし、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に関する市民の理解と信頼を深めるとともに、市民参加による公正で民主的な開かれた市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業管理者の職務を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の知る権利が十分に保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。

2 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人の情報がみだりに公にされないよう最大限の配慮をしなければならない。

3 実施機関は、第1条の目的を達成するため、会議録等必要な文書の作成及び管理を怠ってはならない。

(利用者の責務)

第4条 公文書の公開を請求する者は、この条例の目的に従い、その権利を正当に行使するとともに、その権利の行使によって得た公文書を適正に使用しなければならない。

第2章 情報公開の請求等

(公文書の公開を請求する権利)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続)

第6条 前条の規定により公開の請求（以下「公開請求」という。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

(1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他のこれを特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開しないことができる公文書)

第7条 実施機関は、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該公文書を公開しないことができる。

(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、明らかに守秘義務が課されている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 法令等による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることが公益上特に必要と認められるもの

エ 公にすることを目的として作成し、又は取得した情報

オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は事業を営む個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等又は事業を営む個人の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ その他公にすることが公益上必要と認められる情報

(4) 行政の執行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報

であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあると認められるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、検討、調査、研究等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

ウ 市又は国等が行う監査、検査等の計画及び実施細目、試験の問題、交渉の方針、争訟の方針、入札執行前の予定価格、人事等の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの

エ 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、取締り又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められるもの

オ その他公にすることにより、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生ずることが明らかな情報

(平19条例19・一部改正)

(部分公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報とそれ以外の部分とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、当該非公開情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないときは、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。この場合において、当該全部を公開しないことと決定した公文書が期間の経過により、第7条に規定する

情報に該当しなくなることが明らかであるときは、併せてその該当しなくなる時期を明示しなければならない。

(公開請求に係る公文書を保有していないときの手続)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書を保有していないときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

(1) 当該公開請求に係る公文書を作成し、又は取得することが可能であり、かつ、そのことが市の利益に資すると認められるときは、新たに文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)を作成し、又は取得して当該文書等の全部又は一部を公開する旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し規則で定める事項を書面により通知すること。

(2) 当該公開請求に係る公文書を作成し、若しくは取得することが不可能であるとき、又は新たに文書等を作成し、若しくは取得することに合理的理由がないときは、不存在であることを理由として公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知すること。

(公開決定等の期限)

第11条 前2条の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、前条第1号の規定により新たに文書等を作成又は取得する場合にあっては、当該作成又は取得に要した日数及び第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第12条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について公開決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者（以下この条、第18条及び第19条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号アに規定する情報に該当すると認められるときは、第9条第1項及び第10条第1号の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下この条、第17条及び第18条において「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及び理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

（公開の実施）

第14条 実施機関は、公開決定をしたときは、公開請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 公文書の公開の方法は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の制度との調整）

第15条 この条例は、法令又は他の条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）の規定により閲覧若しくは縦覧又は写し

の交付の手續が別に定められている場合の公文書については適用しない。

- 2 前項に定めるもののほか、市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書、資料、刊行物等については、適用しない。

(費用の負担)

第16条 第14条第2項に規定する公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

- 2 第14条第2項に規定する公文書の写しの交付を行う場合における当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第3章 救済手續及び救済機関

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例8・全改)

(審査会への諮問)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、南城市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例8・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手續)

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合につい

て準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平28条例8・一部改正）

（情報公開及び個人情報保護審査会）

第20条 第18条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、南城市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（平28条例8・一部改正）

（審査会の調査権限）

第21条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等（第10条第2号の決定を除く。）に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（平28条例8・一部改正）

（委任）

第22条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 制度運営審議会

（情報公開及び個人情報保護制度運営審議会）

第23条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営及び改善を図るため、南城市情報公開及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 情報公開の総合的な推進

(情報公開の総合的な推進)

第25条 実施機関は、この条例による公文書の公開のほか、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、市政に関する情報を市民が容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2 実施機関は、前項に定める施策を効果的に推進するため、情報の収集、整備及び提供機能を充実、強化するとともに、実施機関相互間の協力及び連携に努めるものとする。

(会議の公開)

第26条 地方自治法第138条の4第3項の規定により市が執行機関の附属機関として設置する審議会その他の附属機関及び各実施機関が法律又は条例に基づかないで設置する協議会その他の機関（以下「附属機関等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 非公開情報に該当する事項を審議する場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

(補助団体等の情報公開)

第27条 市から補助金の交付を受けている法人その他の団体(南城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年南城市条例第54号)第6条の協定を締結した指定管理者を含む。以下「補助団体等」という。)は、その保有する情報のうち当該補助金の内容及び使途に関する情報又は当該公の施設の管理に係る情報を、この条例の規定に準じ、公開するよう努めなければならない。

2 市は、補助団体等が前項に関する情報の公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平18条例170・一部改正)

第6章 補則

(公文書目録の作成及び閲覧)

第28条 実施機関は、その保有する公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

(運用状況の公表)

第29条 市長は、毎年1回各実施機関における公文書の公開の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した行政情報について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の佐敷町、知念村、玉城村及び大里村並びに解散前の佐敷町知念村給食センターから承継された行政情報(次項及び第5項においてこれらを「承継行政情報」という。)については、適用しない。

(承継行政情報の任意的公開)

4 実施機関は、承継行政情報の公開の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

5 第16条の規定は、前項の規定による承継行政情報の公開について準用する。

(経過措置)

6 この条例の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成12年佐敷町条例第34号)、知念村情報公開条例(平成14年知念村条例第10号)、玉城村情報公開条例(平成16年玉城村条例第8号)又は大里村情報公開条例(平成15年大里村条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年10月17日条例第170号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年9月28日条例第19号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日条例第 8 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。